

令和5年8月18日

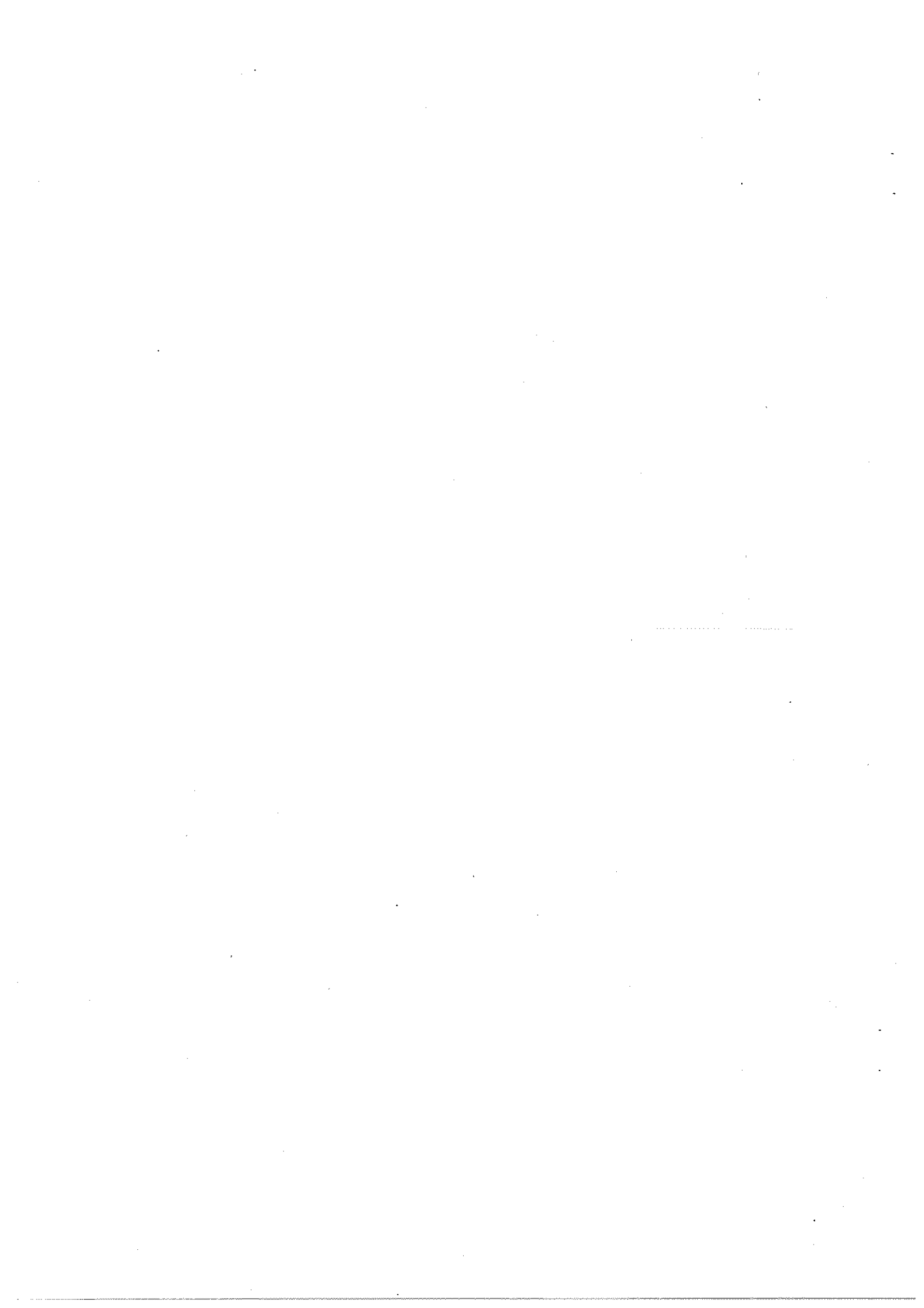
令和5年8月鳥取県西部広域行政管理組合  
議会臨時会議案



令和5年8月鳥取県西部広域行政管理組合議会臨時会議案

目 次

- 議案第10号 専決処分について（令和4年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第7回））
- 議案第11号 鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 財産の取得について
- 報告第1号 令和4年度鳥取県西部広域行政管理組合繰越明許費繰越計算書について
- 報告第2号 議会の委任による専決処分について（工事請負契約の締結についての議決の一部変更について）



議案第10号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同法第292条において準用する同法第179条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

令和5年8月18日提出

鳥取県西部広域行政管理組合

管理者 米子市長 伊 木 隆 司

- 1 処分件名 令和4年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正  
予算（補正第7回）
- 2 処分年月日 令和5年3月20日



議案第 11 号

鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する  
条例の制定について

次のとおり鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する  
条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第  
292 条において準用する同法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会  
の議決を求める。

令和 5 年 8 月 18 日提出

鳥取県西部広域行政管理組合

管理者 米子市長 伊 木 隆 司

鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する条例

鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例（昭和51年鳥取県西部広域行政管理組合条例第17号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、<u>原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するもの</u>をいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのもの）をいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、<u>変圧する機能を有しないもの</u>をいう。以下同じ。）により構成されるもの）をいう。以下同じ。）にあつては、<u>充電ポストを含む。以下同じ。の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p>(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防局長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、<u>建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。</u></p> <p>ア <u>不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの</u></p> <p>イ <u>分離型のものにあつては、充電ポスト</u></p>	<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（<u>道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車</u>をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び<u>全出力200キロワットを超えるものを除く。</u>）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防局長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、<u>建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りではない。</u></p> <p>[新設]</p>






<p>(2) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。</p> <p>(3)～(5) [省略]</p> <p>(6) コネクターと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(7) コネクターが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクターが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。</p> <p>(8)～(10) [省略]</p> <p>(11) 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。</p> <p>(12) 急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。</p> <p>(13) コネクターについて、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。</p> <p>(14)・(15) [省略]</p> <p>(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）について次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア～エ [省略]</p>	<p>(2) 筐体は不燃性の金属材料で造ること。</p> <p>(3)～(5) [省略]</p> <p>(6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。</p> <p>(8)～(10) [省略]</p> <p>(11) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。</p> <p>(12) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。</p> <p>(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分）をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。</p> <p>(14)・(15) [省略]</p> <p>(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア～エ [省略]</p>
--	--

<p>⑪ 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。</p> <p>⑫・⑬ [省略]</p> <p>2 [省略]</p> <p>(避雷設備)</p> <p>第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防局長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。以下同じ。）に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 [省略]</p> <p>(喫煙等)</p> <p>第23条 [省略]</p> <p>(1)・(2) [省略]</p> <p>(3) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によつて重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によつて重要美術品として認定された建造物の内 部又は周囲</p> <p>(4) [省略]</p> <p>2 [省略]</p>	<p>[新設]</p> <p>⑭・⑮ [省略]</p> <p>2 [省略]</p> <p>(避雷設備)</p> <p>第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防局長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 [省略]</p> <p>(喫煙等)</p> <p>第23条 [省略]</p> <p>(1)・(2) [省略]</p> <p>(3) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によつて重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によつて重要美術品として認定された建造物の内 部又は周囲</p> <p>(4) [省略]</p> <p>2 [省略]</p>
---	--

<p>3 前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。</p> <p>4 [省略]</p> <p>(1) [省略]</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。）</p> <p>[新設]</p>	<p>[削除]</p> <p>3 [省略]</p> <p>(1) [省略]</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない。）</p> <p>4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。</p> <p>5 第3項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防局長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。</p>
<p>3 前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。</p> <p>4 [省略]</p> <p>(1) [省略]</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。）</p> <p>[新設]</p> <p>5 前項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防局長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。</p>	<p>[削除]</p> <p>3 [省略]</p> <p>(1) [省略]</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない。）</p> <p>4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。</p> <p>5 第3項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防局長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。</p>

6・7 [省略]  
別表第7 削除

6・7 [省略]  
別表第7 (第23条関係)

表示の種類	図記号	色
禁煙である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白
火気厳禁である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白
喫煙所である旨の表示		記号は黒、地は白

[削除]

備考 表中の [ ] の記載は、注記である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 第11条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例（以下「新条例」という。）第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第12号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年8月18日提出

鳥取県西部広域行政管理組合

管理者 米子市長 伊木隆司

1 財産の表示

種 類		数 量
動 産	災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車（30m級）	1台

- 2 取得の目的 第8次消防力等整備5ヶ年計画に基づき、境港消防署に配備するため取得する。
- 3 取得価額 235,400,000円
- 4 相手方 倉吉市越中町1740番地8  
有限会社岩谷ポンプ  
代表取締役 福田和章
- 5 契約の方法 参加希望型指名競争入札



報告第1号

令和4年度鳥取県西部広域行政管理組合繰越明許費繰越計算  
書について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、次のとおり令和4年度鳥取県西部広域行政管理組合繰越明許費繰越計算書を議会に報告する。

令和5年8月18日提出

鳥取県西部広域行政管理組合

管理者 米子市長 伊 木 隆 司

報告第1号説明資料（令和4年度鳥取県西部広域行政管理組合繰越明許費繰越計算書について）

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		繰越理由
					特定財源	一般財源	
4	2	浄化場 維持・補修事業	2,662,000 円	2,662,000 円	0 円	2,662,000 円	半導体等の不足の影響により、米子浄化場の計装設備（ポンプ等の制御を行うインバータ装置）の納期が大幅に遅れたため。
5	1	消防指令機器等 維持管理事業	1,500,400 円	1,500,400 円	0 円	1,500,400 円	半導体等の不足の影響により、古峠山無線基地局の直流電源装置に搭載された基盤（スイッチングユニット）の納期が大幅に遅れたため。



報告第2号

議会の委任による専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同法第292条において準用する同法第180条第2項の規定によりこれを議会に報告する。

令和5年8月18日提出

鳥取県西部広域行政管理組合

管理者 米子市長 伊 木 隆 司

- 1 処分件名 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について
- 2 処分年月日 令和5年7月20日

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第180条第1項の規定により、工事請負契約の締結についての議決の一部変更について、次のとおり専決処分する。

令和5年7月20日

鳥取県西部広域行政管理組合

管理者 米子市長 伊 木 隆 司

工事請負契約の締結についての議決の一部変更について

令和4年11月28日に議会の議決を経た大山消防署大規模改修等建築主体工事に係る「工事請負契約の締結について」（令和4年議案第14号）の一部を次のとおり変更する。

「工事請負契約の締結について」の表の契約金額の項中「173,228,000円」を「175,483,000円」に改める。

報告第2号参考資料

議案第14号

工事請負契約の締結について

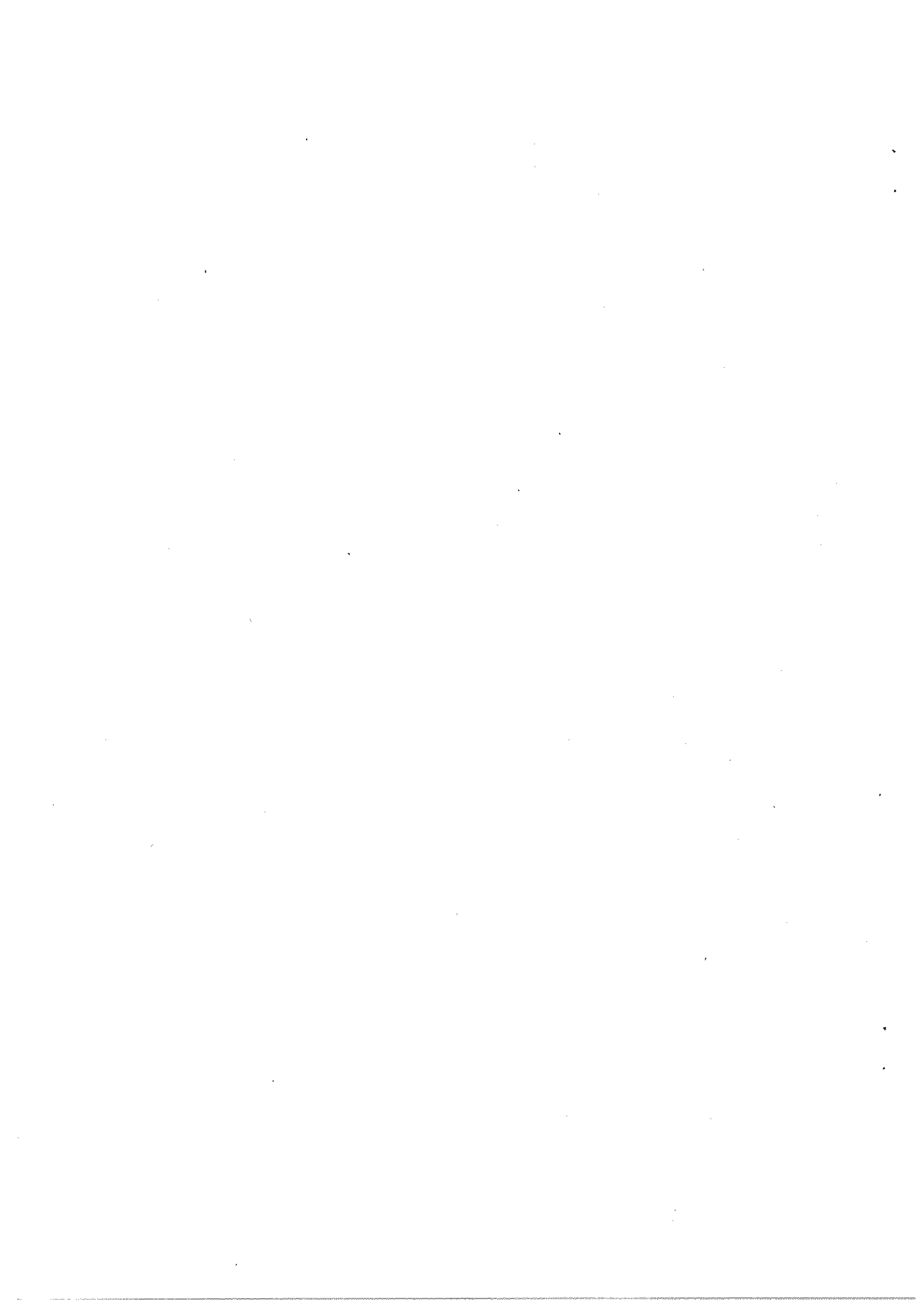
次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月28日提出

鳥取県西部広域行政管理組合

管理者 米子市長 伊木隆司

工事の名称	大山消防署大規模改修等建築主体工事
工事の場所	西伯郡大山町末吉403番地2
契約金額	173,228,000円
相手方	株式会社松本組
契約の方法	公募型指名競争入札



專 決 処 分 書

令和4年度鳥取県西部広域行政管理組合補正予算書



# 専 決 書 分 処 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、令和4年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算について、次のとおり専決処分する。

令和5年3月20日

鳥取県西部広域行政管理組合  
管理者 米子市長 伊木隆司

令和4年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第7回）

令和4年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第7回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,670千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,044,280千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金			198,701	1,670	200,371
	1	基金繰入金	198,701	1,670	200,371
歳入	合	計	5,042,610	1,670	5,044,280

(単位：千円)

歳出	款	項	補正前の額	補正額	計
5 消防費			2,684,264	1,670	2,685,934
	1	消防費	2,684,264	1,670	2,685,934
歳出	合	計	5,042,610	1,670	5,044,280



令和4年度

補正予算に関する説明書



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
5 繰入金	198,701	1,670	200,371
歳入合計	5,042,610	1,670	5,044,280

(単位：千円)

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源		一般財源	
				国県支出金	地方債	その他	
5 消防費	2,684,264	1,670	2,685,934	-	-	1,670	-
歳出合計	5,042,610	1,670	5,044,280	-	-	1,670	-

(単位：千円)

2 歳入

(款) 5 繰入金 (項) 1 基金繰入金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 退職積立基金繰入金	136,913	1,670	138,583	1 退職積立基金繰入金	1,670	退職積立基金繰入金
計	198,701	1,670	200,371			

3 歳出

(款) 5 消防費 (項) 1 消防費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		一般財源		区分	金額	
				国庫支出金	地方債	その他	一般財源			
1 常備消防費	2,460,181	1,670	2,461,851	-	-	1,670	-	3 職員手当等	1,670	消防局人件費
	2,684,264	1,670	2,685,934	-	-	1,670	-			

給与費明細書

1 特別職

区	分	職員数 (人)	給			与				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考	
			報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 年間支給率 (千円) (月分)	地域手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)				
補正後	長等	10	410	-	-	-	-	-	-	-	410	410	
	議員	16	445	-	-	-	-	-	-	-	445	445	
	その他の特別職	130	21,270	-	-	-	-	-	-	-	21,270	21,270	
	計	156	22,125	-	-	-	-	-	-	-	22,125	22,125	
補正前	長等	10	410	-	-	-	-	-	-	-	410	410	
	議員	16	445	-	-	-	-	-	-	-	445	445	
	その他の特別職	130	21,270	-	-	-	-	-	-	-	21,270	21,270	
	計	156	22,125	-	-	-	-	-	-	-	22,125	22,125	
比較	長等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	議員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	その他の特別職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	



(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明 (千円)	備考
給料	-	給与改定による増減分		
		その他の増減分		
職員手当等	1,670	制度改正に伴う増減分		
		その他増額分	1,670 退職者手当	自己都合退職者の増





条例	1件
予算	1件
単行議案	1件
報告	2件
計	5件

## 令和5年8月鳥取県西部広域行政管理組合議会臨時会議案概要

(令和5年8月18日)

議案番号	案 件	主管課	説 明
第10号	専決処分について(令和4年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算(補正第7回))	事務局 総務課	処分年月日 令和5年3月20日 「専決処分書」 「専決処分の概要(令和4年度一般会計補正予算(補正第7回))」のとおり
第11号	鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	消防局 予防課	<p>対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成14年総務省令第24号)の一部改正に伴い、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準を整備するとともに、喫煙等の標識に関する規定について所要の整備を行うもの</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 条例で定める基準の対象となる急速充電設備により充電することができる対象を拡大するとともに、全出力200キロワットを超える急速充電設備についても条例で定める基準の対象とすることとする。</p> <p>(2) 条例で定める基準の対象となる急速充電設備は、電気自動車等にコネクタを用いて充電する設備であることを明記することとする。</p> <p>※コネクタ 充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのもの</p> <p>(3) 分離型の急速充電設備にあっては、充電ポストについても、条例で定める基準に適合させなければならないこととする。</p> <p>※分離型の急速充電設備 変圧する機能を有する設備本体及び充電ポ</p>

			<p>ストにより構成される急速充電設備  ※充電ポスト  コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないもの</p> <p>(4) 屋外に設ける分離型の急速充電設備の充電ポストについては、離隔距離（建築物から3メートル以上）は適用しないこととする。</p> <p>(5) 分離型の急速充電設備の充電ポストの筐体については、不燃性の金属材料を用いる必要はないこととする。</p> <p>(6) 急速充電設備の緊急停止装置を設置する位置について定めることとする。</p> <p>(7) 急速充電設備に内蔵する蓄電池に講ずることとされている措置は、主として保安のために設ける蓄電池には適用しないこととする。</p> <p>(8) 分離型の急速充電設備の蓄電池は、主として保安のために設けるものを除き、充電ポストに内蔵してはならないこととする。</p> <p>(9) 喫煙所を設置する場合において、当該喫煙所に健康増進法に規定する喫煙専用室標識を設ける場合には、「喫煙所」と表示した標識を設置する必要はないこととする。</p> <p>(10) 「禁煙」、「火気厳禁」又は「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号は、国際標準化機構が定めた規格又は日本産業規格に適合するものとしなければならないこととする。</p> <p>(施行期日)  公布の日（上記(1)から(8)までについては、令和5年10月1日）</p>
第12号	財産の取得について	消防局 警防課	<p>消防体制の強化充実を図るため、「第8次消防力等整備5ヶ年計画」に基づき、老朽化した境港消防署災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車を美保飛行場周辺消防施設整備助成事業により更新することについて、次により財産の取得（購入）をするもの  (取得財産)</p>

			<p>災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車（30m級） 1台  (取得価格)  235,400,000円  (相手方)  倉吉市越中町1740番地8  有限会社岩谷ポンプ  代表取締役 福田和章  (契約の方法)  参加希望型指名競争入札</p>
報告 第1号	令和4年度鳥取県西部広域 行政管理組合繰越明許費繰 越計算書について	事務局 総務課	<p>令和4年度の事業費を翌年度に繰り越 して使用することについて報告するもの</p> <p>事業名 翌年度繰越額</p> <p>浄化場維持・補修事業 2,662,000円  消防指令機器等維持管 理事業 1,500,400円</p>
報告 第2号	議会の委任による専決処分 について(工事請負契約の締 結についての議決の一部変 更について)	消防局 総務課	<p>大山消防署大規模改修等建築主体工事 に係る工事請負契約の締結についての議 決(令和4年11月28日議決)の一部を変更 したもの</p> <p>処分年月日 令和5年7月20日</p> <p>変更事項  次の事由に伴う契約金額の増  ・車庫壁面複数亀裂の補強工事  ・敷地出入口縁石の移動工事  (出入口狭あい解消のため)</p> <p>「173,228,000円」  ↓ (+2,255,000円)  「175,483,000円」</p>



## 専決処分の概要（令和4年度一般会計補正予算（補正第7回））

1 専決処分年月日 令和5年3月20日

2 対象事業 消防局人件費

### 3 専決処分の理由

令和5年2月組合議会定例会閉会後に、自己都合により、令和5年3月31日をもって退職する消防局職員が2名増となったが、退職手当の支給に係る補正予算措置について議会を招集する時間的余裕がなかったことから、専決処分を行ったもの。  
（地方自治法第179条第1項）

### 4 歳入歳出予算の補正

● 第7回補正額 167万円

補正後の予算額 50億4428万円

● 市町村負担金 増減なし

※ 財源が、退職積立基金からの繰入金となるため、市町村負担金の補正はありません。

### 5 補正の内容

#### (1) 歳入

退職積立基金からの繰入による増額 1,670千円

#### (2) 歳出

退職職員に係る退職手当の増額 1,670千円

## 6 補正予算額

### 【歳入】

(款) 5 繰入金 (項) 1 基金繰入金 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 退職積立基金繰入金	136,913	1,670	138,583	1 退職積立基金繰入金	1,670	
2 財政調整基金繰入金	61,788	0	61,788			
計	198,701	1,670	200,371			

### 【歳出】

(款) 5 消防費 (項) 1 消防費 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 常備消防費	2,460,181	1,670	2,461,851	1,670		3 職員手当等	1,670	消防局人件費 1,670 退職手当 1,670
2 消防施設費	224,083	0	224,083					
計	2,684,264	1,670	2,685,934					

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等について

令和5年2月  
消防庁予防課

1 消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令について

(1) 消防法施行規則の一部改正について

【改正内容】

令和3年度に開催した「火災予防分野における各種手続の電子申請等の導入に向けた検討会」（座長：小林恭一東京理科大学総合研究院教授）において、電子申請等を推進するに当たっての今後の検討事項として「手続自体や様式・項目の見直し、添付書類の削減等について検討する」こととされたことを踏まえ、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）に定める火災予防分野の各種手続に係る様式<sup>※</sup>について、申請者負担の軽減、記入項目の明確化等の観点から見直しを行い、所要の規定の整備を行うものである。

※ 改正又は削除する様式一覧（合計11様式）

①消防計画作成（変更）届出書、②防火・防災管理者選任（解任）届出書、③全体についての消防計画作成（変更）届出書、④統括防火・防災管理者選任（解任）届出書、⑤防火対象物点検報告特例認定申請書、⑥管理権原者変更届出書（防火管理）、⑦自衛消防組織設置（変更）届出書、⑧消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書、⑨工事整備対象設備等着工届出書、⑩防災管理点検報告特例認定申請書、⑪管理権原者変更届出書（防災管理）

【施行期日】

令和5年4月1日

【経過措置】

令和6年3月31日までの間は、この省令による改正前の様式を使用することができることとする。

(2) 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正について

【改正内容】

電気自動車等を充電するための急速充電設備は、消防法令上、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号。以下「対象火気省令」という。）第2条第1号に規定する対象火気設備等に該当しており、対象火気省令に従い制定される市町村条例で所要の規制が設けられている。

現行の対象火気省令では、「急速充電設備」は、全出力20kW超200kW以下のものと定めているが、「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定）において、急速充電設備に係る消防法令上の対象火気設備規制における取扱いの見直し等\*を行い必要な措置を講ずることとされた。

これを踏まえ、「急速充電設備の規制のあり方に関する検討部会」（部会長：小林恭一東京理科大学総合研究院教授）において、火災危険性の観点から必要な検討を行った結果、現在「変電設備」として扱われている全出力200kWを超える急速充電設備についても、対象火気省令上の「急速充電設備」として扱うこととした。また、分離型の急速充電設備（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。）にあつては、充電ポストについて、その筐体を不燃性の金属材料で造らなくてもよいこととしたほか、建築物からの離隔距離を保つ必要はないこととした。今回、これらについて、所要の規定の整備を行うものである。

※「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定）（抄）

消防庁は、現行の対象火気設備規制上、全出力が200kWを超える大出力の急速充電器は、「急速充電設備」ではなく「変電設備」扱いとされているため、設備内に担当者以外の者が出入りできないなどの設置の障壁が存在する。大型電動車、電動バスや電動トラックの普及拡大に向けて、出力の上限を撤廃し、大出力の急速充電器も「急速充電設備」扱いとする方向で検討を行い、必要な措置を講ずる。

消防庁は、現行の消防法の対象火気設備規制上「変電設備」扱いとなる大出力の急速充電器について、充電器本体に接続されるケーブル・コネクタやそれを収納する充電ポストなどから建築物との離隔距離を設けなくてよいという方向で検討を行い、必要な措置を講ずる。

【施行期日】

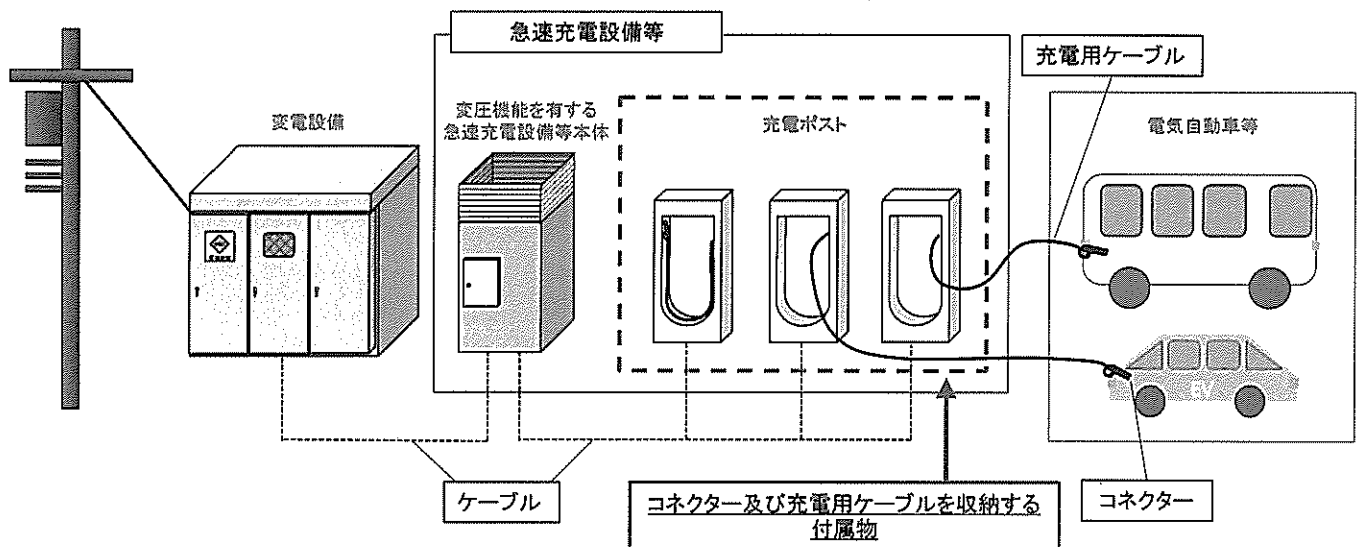
令和5年10月1日

【経過措置】

施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の対象火気省令第3条20号に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例によることとする。



【参考】 充電ポストから電気自動車等に充電する形態の急速充電設備等のイメージ



充電ポスト型の急速充電設備等



一体型の急速充電設備等(従来型)







